

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況(期間は、令和5年4月2日から令和6年4月1日まで)

(単位:人)

職 種	R5.4.1現在	期間内の退職者	期間内の採用者	R6.4.1現在
医師職	105	31	28	102
看護職	477	21	27	483
医療技術職	140	4	9	145
一般事務	25	1	1	25
技能労務職	0	0	0	0
合計	747	57	65	755

※再任用職員及び会計年度任用職員は含まない。

※構成団体から直接給与支給となる構成団体派遣職員は人数から除く。

(2) 事由別退職者数(令和5年4月2日から令和6年4月1日まで)

(単位:人)

定年退職	普通退職	免職	失職	合計
	57			57

(3) 令和5年度に実施した職員採用試験の状況

(単位:人)

職 種	申込者数	受験者数(a)	合格者数(b)	競争率(a/b)
看護職	30	30	27	1.1倍
医療技術職	16	14	11	1.3倍
一般事務	12	9	2	4.5倍

(4) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)

(単位:人)

区分	20~23 歳	24~27 歳	28~31 歳	32~35 歳	36~39 歳	40~43 歳	44~47 歳	48~51 歳	52~55 歳	56~59 歳	60~67 歳	計
医師職		5	16	17	10	7	11	6	11	8	12	103
医療技術職	7	31	27	15	17	19	3	10	8	6	7	150
看護職	43	70	63	55	45	38	61	35	27	36	34	507
行政職	1	3	7	5	3	3	2		1		1	26

※一般職の職員で派遣職員を除く職員の状況

2 職員の給与の状況

(1) 総括

イ 人件費の状況(収益的収支決算)

区分	支出額 A	人件費 B	給与費比率(B/A)
令和5年度	18,359,983 千円	8,779,260 千円	47.8%

※人件費には、特別職に支給される報酬を含む。

ロ 職員給与の状況(収益的収支予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たりの給与 費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	810人	3,035,147 千円	1,949,897 千円	780,587 千円	5,765,631 千円	7,118 千円

※当初予算に計上された額。職員手当には、退職手当を含まない。

(2) 職員の平均給与額、初任給などの状況

イ 職員の平均年齢及び平均給料月額状況(令和6年4月1日現在)

(単位:円)

区分	置賜広域病院企業団		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
医師職	480,628	43.0歳	515,073	53.9歳
医療技術職	285,465	36.8歳	318,618	46.9歳
看護職	292,054	39.0歳	325,124	48.1歳
行政職	276,965	35.2歳	323,823	42.1歳

※ 構成団体からの派遣職員を含まない。

ロ 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

(単位:円)

区分		置賜広域病院企業団	国
医師職	大学6卒	264,700	264,700
	大学卒	205,900	202,800
医療技術職	短大卒	196,100	193,500
	大学卒	229,200	225,800
看護職	短大3卒	221,700	211,000
	大学卒	199,100	196,200

ハ 級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
医師職	職員数(人)	37	18	19	28	1			
	構成比	35.9%	17.5%	18.4%	27.2%	1.0%			
医療技術職	職員数(人)	2	40	39	39	16	5	1	
	構成比	1.4%	28.2%	27.5%	27.5%	11.3%	3.5%	0.7%	
看護職	職員数(人)	0	112	160	129	85	5	1	
	構成比	0.0%	22.8%	32.5%	26.2%	17.3%	1.0%	0.2%	
行政職	職員数(人)	24	12	4	4	1	0	0	0
	構成比	53.3%	26.7%	8.9%	8.9%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 構成団体からの派遣職員を除く。

(3) 職員手当の状況

イ 期末手当、勤勉手当(令和6年4月1日時点 支給状況)

区分	置賜広域病院企業団		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.45月分	2.00月分	2.45月分	2.05月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の等級による加算		職制上の段階、職務の等級による加算	
1人当たり平均支給額	1,557,400			

ロ 退職手当(令和6年4月1日現在)

区分	置賜広域病院企業団		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	44.7795月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他加算措置	定年前早期退職特例措置(3~15%)		定年前早期退職特例措置(3~15%)	
1人当たり平均支給額	2,754 千円		—	

※ 1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員へ支給された額の平均額

## ハ 特殊勤務手当

### (イ) 概要

区分	全職種
支給実績(令和5年度決算)	373,311 千円
支給職員1人当たりの平均支給額(令和5年4月実績)	296 百円
職員全体に占める支給職員の割合(令和5年4月実績)	57.0%
手当の種類(手当数)	11種類

### (ロ) 手当の内容

手当の名称	主な支給対象業務等	支給単価
医師研究手当	医師、歯科医師	月額 150,000円
サテライト勤務医手当	サテライト医療機関に勤務する医師、歯科医師	月額 50,000円
	総合病院に勤務する医師、歯科医師がサテライト医療機関で従事	日額 2,300円
防疫等作業手当	感染症患者の看護又は物件の処理に従事	日額 290円 ～580円
放射線取扱手当	放射線の照射又は撮影作業に従事(当該作業従事により調整額を受ける者は除く。)	日額 230円
緊急呼出手当	緊急の呼び出しにより手術、救急業務等に従事	1回 1,240円
夜間看護等手当	夜間の看護等の業務に従事	1回 2,150円 ～3,550円
死体処置手当	死体の処置作業に従事	1件 500円
分娩介助手当	医師が正規の勤務時間以外の時間に分娩介助の業務に従事	1件 10,000円
	上記のうち特にハイリスクと認められるもの	1件 20,000円
	産科病棟勤務の助産師が分娩介助の業務に従事	1件 500円
診療応援手当	病院外に派遣され受託業務に従事した場合	1回20,000円～ 30,000円

## 二 時間外勤務手当

区分	令和5年度
支給実績(令和5年度決算)	693,460 千円
職員1人当たりの平均支給額	661,698 円

## ホ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国との比較	国と異なる内容
扶養手当	子は10,000円、配偶者及び配偶者以外は6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は5,000円加算	同様	
住居手当	家賃を払っている職員 28,000円以内	同様	
通勤手当	交通機関を利用して通勤する職員 55,000円以内 自動車などを使用して通勤する職員(使用距離に応じて支給) 31,300円以内	一部異なる。	使用距離区分及び支給金額

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件

- (1) 勤務時間 ①1週間当たりの勤務時間38.75時間  
②1日当たりの勤務時間7.75時間(8時30分から17時15分まで)
- (2) 休憩時間 12時から13時まで
- (3) 週休日 土曜日及び日曜日
- (4) 休日 ①国民の祝日に関する法律に規定する休日  
②12月29日から1月3日までの日(①の休日を除く)
- (5) 休暇 年次有給休暇、病気休暇(有給)、特別休暇(有給)、介護休暇(無給)、組合休暇(無給)  
※ 上記の(1)から(4)までは非交代制勤務の場合。

#### (6) 主な特別休暇

区分(通称)	要件及び日数
結婚休暇	結婚する場合:7日の範囲内
産前、産後休暇	出産する場合:産前8週、産後8週(産前休暇が8週に満たない場合10週まで可)
妊産婦の健康検査	母子健康法に定められた妊娠週ごとの検査を受ける場合:それぞれ1日以内
忌引き休暇	親族の葬儀・服喪等の場合:続柄に応じ1日から10日まで
夏季休暇	7月から9月までの期間において、原則として連続する6日以内

### 4 休業の状況

区分	承認基準	取得可能期間
育児休業	3歳に満たない子を養育する場合(無給)	
部分休業	小学校就学前の子を養育する場合(無給)	養育する子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、1日の勤務時間の始め又は終わりに2時間以内の時間
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合(週19時間35分、週24時間35分、週3日、週2日半のうち選択した勤務時間に応じ有給)	養育する子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、1月以上、1年以下

### 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分者数(令和5年度)

区分	件数	事由
免職	0	
休職	2	病気による長期療養
降任	0	
降給	0	

#### (2) 懲戒処分者数(令和5年度)

区分	件数	事由
免職	0	
停職	0	
減給	1	交通法規違反
戒告	1	〃

## 6 職員のサービスの状況

### (1) 職務専念義務の免除

職員には、地方公務員法第35条により、職務に専念する義務が課されている。

「法律又は条例に特別の定めがある場合」として、職務専念義務が免除される場合には、次のような場合がある。

- イ 研修を受ける場合
- ロ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ハ 置賜広域病院企業団の特別職としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
- ニ 職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合
- ホ 企業団行政の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員の地位を兼ね、その事務を行う場合
- ヘ 職務遂行上必要な教養を目的とする講習会、講演会、その他これらに類するものであって、国、地方公共団体、学校等が行うものに参加する場合
- ト 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演又は講義を行う場合
- チ 職務遂行上必要な国、地方公共団体の実施する競争試験、その他の試験を受ける場合
- リ 大学の通信教育の面接指導を受ける場合

### (2) 営利企業従事の許可

職員は、地方公務員法第38条により、営利企業の役員等の就任及び報酬を得て事業に従事することについては許可を要し、原則として禁止されている。許可の基準は、次の全てを満たす場合である。

- イ 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ロ 職員が勤務する機関又は職員が占める職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係がなく、かつその発生のおそれがないこと。
- ハ 国又は他の地方公共団体の職員の職を兼ねる場合において勤務時間の重複の度が頻繁にわたらないこと。

## 7 研修の状況

区分	研修内容
新規採用職員研修	・病院企業団の概要 ・公務員としての基礎知識 ・公務員倫理 ・情報セキュリティ ・医療安全、感染対策
階層別研修	・非役付き職員研修 ・主任級職員研修
その他	・褥瘡研修 ・行動制限最小化研修 ・糖尿病研修 ・緩和ケア研修 ・救急医療講習 ・CPC(臨床病理症例検討会) ・メンタルヘルス研修 ・健康管理研修 接遇研修 など

## 8 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の福利厚生事業の概要

職員の健康増進と職務能力向上に資することを目的に福利厚生推進委員会を設置し、次のような事業を行っている。

- ・ 助成金交付事業
- ・ 院内厚生施設利用助成事業
- ・ 退職者に感謝する集い助成事業
- ・ サークル活動助成事業

### (2) 職員の健康診断の状況(令和5年度)

区分	受診者数	受診機関	健診内容
定期健康診断	853人	南陽健診センター	・問診 ・身長、体重、視力、聴力 ・心電図 ・尿検査 ・血圧 ・血液 ・胸部X線 ・各種がん検診(年齢制限あり)
深夜業従事者健康診断	286人	南陽健診センター	・問診 ・血液 ・血圧 ・尿検査 ・聴力 ・心電図

### (3) 公務災害の発生状況(令和5年度)

区分	認定件数(件)
公務上の災害	25
通勤による災害	1